

【社会実装支援事業に関するご質問内容】

No.	ご質問内容	大阪府回答
1	協業に向けた活動資金の補助金は、委託金額には含まれないのか？	<p>ご認識の通りです。 委託金額とは別に、協業に至った場合の活動資金の補助金(上限500万円×5者)があります。</p> <p>※ 補助金の交付には条件があります。 詳細は、「イノベーション創出基金事業補助金交付要綱」をご確認ください。 当事業は、当該要綱の第2条第5号の事業です。 https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/105494/ko_uhuyoukou.pdf</p>
2	コーディネーターを3名確保するというのは、1者ごとに3名が必要なのか。それとも、本事業全体として3名か？	事業全体として3名以上の配置をお願いします。
3	支援対象者候補を30者以上挙げ、その中から5者を選定し、その5者に対して6か月間の伴走支援をするという認識でよいのか？	<p>ご認識の通りです。 活動資金の補助金も、その選定された5者に対して上限500万円ずつ交付することとなります。</p>
4	ビジネスマッチング会での協業先候補企業は、規模等に制約はあるか？	<p>仕様書に記載している、「社会実装に必要となる資金、人材、場所等、リソースを有する事業会社」であれば構いません。 大企業・中小企業等の会社規模や、所在地等の制約は設けておりません。</p>
5	「様式4」について、「別添資料参照」と記載し、自由様式の資料を添付して良いか？	様式4に別添資料を添付する場合は、特に様式の定めが無い場合、自由様式で構いません。また、ご認識の通り、別添資料が添付されていることを様式4内に明記ください。
6	JVでの申請は可能か？	可能です。

No.	ご質問内容	大阪府回答
7	応募書類の法人登記簿謄本や納税証明書は、原本を提出する必要があるのか？	原本のご提出をお願いします。
8	ビジネスマッチングイベントの概要について、協力先が未確定の場合には「未定」または「予定」としての提出は許容されるか？	「未定」または「予定」として提出いただいて構いません。
9	本事業終了後のスタートアップへのフォローアップ調査(翌年度以降)などは求められるか？	本事業は単年度事業のため、翌年度以降のフォローアップ調査まで求めることはありません。
10	対象となるスタートアップのステージに制約はあるのでしょうか？	ステージの制約はありませんが、スタートアップと事業会社とが今年度中に、社会実装に向けた協業を行うことが本事業の目的です。例えば、「3年後に試作モデルを作成予定」のようなスケジュール感のスタートアップでは、目的の達成が難しいと想定されます。
11	伴走支援のゴールや成果の設定は、自由に提案して良いか？	自由に提案していただいて構いません。
12	選定委員への謝礼金額は9,800円と指定されているが、コーディネーターや専門家の派遣に係る謝礼金も9,800円となるのか？	コーディネーターや専門家の派遣に係る謝礼金には、特に定めはありませんので、常識の範囲内で、実績等を鑑みた適正な謝礼金を定めてください。